

第 3 回厚木市教育振興基本計画審議会計画策定部会の 振り返りと確認事項について

- 1 こども・若者みらい計画では、子どもの権利条約からスタートしているが、こどもに関する計画である教育振興基本計画のスタート部分も子どもの権利条約にするのか。また、子どもの権利条約の考えをどの程度取り入れていくのか。

⇒教育基本法を普遍的な使命として策定した国の第 4 期教育振興基本計画を参酌する第 3 次教育振興基本計画を策定していることから、第 3 次教育振興基本計画における起点は教育基本法となる。

それを踏まえ、市総合計画や関連計画（こども・若者みらい計画や生涯学習推進計画など）と整合・連携を策定方針で示しており、基本方針等において整合を図っていく。

No.	法律・計画	内容
1	教育基本法	第 1 条（教育の目的） →教育の目的、理念、目指す人間像（人格の完成・平和と民主主義の担い手など）を規定 ⇒次期計画の基本理念に通ずる 第 2 条（教育の目標） →自主・自律、生命の尊重、伝統文化、国際協調など ⇒次期計画の基本目標に通ずる 第 4 条（教育の機会均等） →誰一人取り残されない教育の保障 第 17 条（教育振興基本計画） →計画の策定根拠
2	国の第 4 期教育振興基本計画	教育基本法第 17 条に基づき、具体的政策目標を 5 年ごとに示す →参酌し、次期計画策定
3	第 3 次厚木市教育振興基本計画	地域の実情に応じた教育施策を展開

子どもの権利条約を起点とするこども・若者みらい計画とどの程度整合を図るのかは次のとおりとする。

※令和4（2022）年6月に「こども基本法」が成立し、子どもの権利条約の四つの一般原則が基本理念に位置付けられた。子どもの権利条約全54条のうち主要箇所をピックアップしている。

四つの一般原則

条約条文	条文の主な内容	こども・若者みらい計画	第3次教育振興基本計画
第2条	差別の禁止	多様な背景をもつ子どもへの配慮、社会的排除の防止を掲げ、差別のない育成環境づくりを推進	多様性を尊重し、共に学ぶこと、障がい・国籍・性別等にかかわらず全ての子どもが学ぶ権利の保障
第3条	子どもの最善の利益	計画全体を通じ、全ての施策において「子どもの最善の利益」を最優先に考えることが明記	子どもにとって最善を考えた教育施策の推進
第6条	生命・生存・発達の権利	こどもの命・成長・発達を守る	健康的な学習環境の整備や心身の発達を支える支援体制の構築を通じ、こどもの健全な成長を支える
第12条	意見表明権	子どもたちの意見を尊重し、政策形成に反映できることの重要性が強調	子どもが自分の意見を表現できる環境づくり
第28条	教育を受ける権利	質の高い教育により子ども一人一人の可能性を伸ばす	誰もが平等に教育を受けられる環境を整備(教育の機会均等) 不登校や困難を抱える子どもに対する多様な学びの保障 教育の目的として、人格や人権、多様性を尊重する心を育むことを重視
第29条	教育の目的		
第31条	遊び・文化・休息の権利	居場所づくりや遊び・体験活動の保障	学びだけでなく、遊びや文化活動に親しむ時間と環境の保障に努め、学校教育と社会教育の両面で創造的活動を支える